

手当・助成制度

◆ 特定不妊治療費助成制度

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が行う体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます。）に要する費用について市が助成金を交付するものです。

【対象】

宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第9の規定により宮城県知事から助成の決定を受けた夫婦で、一定の要件を満たす者

【支給額】

治療内容	宮城県		塩竈市	
	1回の治療に対する助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成上限額	1回の治療に対する助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成上限額
A 新鮮胚移植を実施	30万円まで	30万円まで	10万円まで	10万円まで
B 凍結胚移植を実施	30万円まで	30万円まで	10万円まで	10万円まで
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円まで	対象外	5万円まで	対象外
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円まで	30万円まで	10万円まで	10万円まで
E 受精できず、または、胚の分割停止、変形、多精子受精などの異常受精等により中止	30万円まで	30万円まで	10万円まで	10万円まで
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円まで	30万円まで	5万円まで	10万円まで

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て世代包括支援センター「にこサポ」

TEL:022-354-1225
(いち・にの・にこサポ!)

◆ 未熟児養育医療制度

身体が十分に発達する前に生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な治療費を市が負担する制度です。

【対象】

市内に住所を有する1歳未満の乳児で、出生体重2,000g以下もしくは生活力が弱く、養育医療給付に該当する諸症状があり、指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた場合

【支給額】

医療費の入院費用のうち食事代を含む保険適用自己負担額
(ただし所得に応じて自己負担金があります)

お問い合わせ先

子育て支援課 子育て世代包括支援センター「にこサポ」

TEL:022-354-1225
(いち・にの・にこサポ!)

❁ 出産育児一時金

【対象】

健康保険組合、共済組合、国民健康保険などの医療保険に加入している被保険者、またはその被扶養者が出産した場合に支給されます。妊娠4ヵ月（妊娠85日）以上で、万が一、早産、死産の場合でも支給されます。多胎児を出産したときは胎児数ごとに支給されます。

【支給額】

1人につき40万4千円、産科医療補償制度（※）加入の医療機関で出産した場合、保険料分として1万6千円の合算額42万円を世帯主に支給します。（令和3年12月現在）

（※）産科医療保障制度とは… 出産時の事故を直接の原因（先天性でない）として、重度の脳性まひになった子どもとその家族の経済的負担を補償するための制度です。医師の過失の有無にかかわらず3,000万円の保険（600万円の一時金と2,400万円の分割金）が受け取れます。

【保険者】

出産時に国民健康保険に加入していても、前の職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）で1年以上被保険者であった方で、退職してから6ヵ月以内に出産した方は、前の健康保険から出産育児一時金の支給を受けることができるため、どちらに請求するか選択することができます。

【申請手続き】

必要書類

支給申請書・保険証・母子健康手帳（医師の証明書）・銀行通帳・出産費用明細書・直接支払制度合意文書

※出産育児一時金は、出産した日の翌日から2年を経過すると時効となり申請できなくなりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

保険年金課 給付年金係 TEL:022-355-6503

（社会保険に加入している場合は勤務先の会社で手続きをしてください。）

❁ 所得税確定申告（医療費控除）

出産や入院でかかった医療費など、所得税の確定申告をすると医療費控除が受けられる場合がありますので、お尋ねください。

お問い合わせ先

税務課 市民税係
TEL:022-355-5914

🌸 児童手当制度

児童の健全な育成と家庭等における生活の安定のため、児童を監護・養育している方に支給される手当です。中学校卒業まで（15歳の誕生日の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が対象です。（所得制限があります。）

【支給額】	児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
	3歳未満	一律15,000円
	3歳以上、小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
	中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

【支給方法】

毎年2月・6月・10月の5日にそれぞれの前月分までの手当てを支給します。（支払日が土日祝日の場合には、直前の銀行営業日）になります。

お問い合わせ先

保険年金課 医療係

TEL:022-355-6519

🌸 子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度とは、対象となるお子様が健康保険を利用して、医療機関等を受診された場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、医療費の自己負担額を、市が助成する制度です。（所得制限があります。）

【対象】

塩竈市に住民登録されている0歳から高校3年生（18歳到達以後最初の3月31日まで）までのお子様で、各健康保険に加入している方が対象です。

【支給額】

保険対象医療費の自己負担額

お問い合わせ先

保険年金課 医療係

TEL:022-355-6519

❁ 障害者医療費助成制度

重度の障害のある方が健康保険を利用して診察を受けた時、医療費の一部を助成する制度です。(所得制限があります)

【対 象】

- 身体障害者手帳1級・2級の方
- 身体障害者手帳の部位等級が内部障害の3級の方…心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害
- 療育手帳「A」の方
- 職親に委託されている療育手帳「B」の方
- 特別児童扶養手当1級の支給対象の方(20歳になった月の末日まで対象)
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

【支給額】

保険対象医療費の自己負担額

お問い合わせ先

保険年金課 医療係 TEL:022-355-6519

❁ 特別児童扶養手当

心身の障害や、身体の内部障害のある児童について、その児童を監護・養育する父母または養育者に支給される手当です。

【対 象】

- ① 視覚障害のある児童
- ② 聴力・平衡機能・咀嚼機能・音声言語機能に障害がある児童
- ③ 肢体不自由である児童
- ④ 知的障害・精神障害である児童
- ⑤ 呼吸機能の障害がある児童
- ⑥ 循環器疾患の障害がある児童
- ⑦ 腎、肝疾患、糖尿病の障害がある児童
- ⑧ 血液・造血器、その他の障害がある児童

【支給額】

特別児童扶養手当の等級	特別児童扶養手当の額(月額)
1級	52,500円
2級	34,970円

お問い合わせ先

子育て支援課 家庭支援係 TEL:022-353-7797